

## 第5節 史跡指定状況と経緯

### 1) 指定前の経過と指定に至る経緯

平成の発掘調査により明らかになったことであるが、島原・天草一揆の終結後、原城は幕府軍による徹底的な破壊を受け、山林、田畠と化した。宝暦の頃、耕地修理がおこなわれ、その際に膨大な遺骨数千余が出たことにより、明和3年(1766)、有馬村願心寺の住職と庄屋乙名が「骨カミ地蔵」を建立するきっかけとなった。幕末から戦前にかけては、島原・天草一揆の激戦地として吉田松陰など数多くの著名な人物が原城跡を訪れている。

大正15年には、原城跡の案内図「原城跡案内図絵」の冊子も販売されており、訪れる人も多かったことが伺える。昭和6年には原城跡逍遙道路として浦田下町より大手口までを改修、翌7年八幡神社付近から原城本丸跡までの道路を2間に広げるなどの改修が行われている。

昭和11年には、当時の南有馬町から史蹟の指定申請が地元の同意書を添えて文部省へと提出された。地名に本丸、二ノ丸、三ノ丸、天草丸、出丸などの名を残し、城跡には板倉重昌碑、佐分利九ノ丞の墓、骨カミ地蔵、慶安元年建立の供養碑があるなど、旧態を偲ぶに足るものとして昭和13年5月30日、文化財保護法の前身である史蹟名勝天然紀念物保存法に拠って、「史蹟原城址」として国史跡の指定を受けた。

### 2) 指定の状況

種 別	史跡
名 称	原城跡
所 在 地	長崎県南島原市南有馬町大江名、浦田名
指定年月日	昭和13年5月30日(官報第3419号／文部省告示226号)
指定面積	462,487.29 m <sup>2</sup>
	(平成3年度及び14年度の地籍調査の成果を指定対象地番に反映させた面積。指定時面積は411,960.43 m <sup>2</sup> である。)
指定基準	二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
指定理由	島原半島ノ南部ニアリ明應年間有馬氏初メテ城ヲ此地ニ築キタリシガ元和二年松倉重政島原ニ治スルニ及ビ廢城トナリ城壁ノ石材ハ取除カレタリ寛永十四年十二月島原・天草ノ切支丹宗徒等益田時定ヲ將トシテ此ニ據レリ幕府ハ初メ征討使トシテ板倉重昌ヲ遣ハシシガ次デ松平信綱ヲ遣ハスニ及ビ重昌翌年正月急ニ城ヲ攻メテ戦死シ信綱更ニ諸藩ノ兵ヲ率ヒテ之ヲ攻メ二月遂ニ落城セリ城趾ハ既ニ山林田畠ニ化セルモ猶本丸二ノ丸三ノ丸天草丸出丸等ノ名ヲ存シ板倉重昌ノ碑佐分利氏ノ墓、骨カミ地蔵及慶安元年建立ノ供養碑等アリテ舊態ヲ偲ブニ足レリ
管理団体	南島原市 昭和13年7月21日指定
指定地番	指定時告示と現在の地名・地域を表2-6に示す。

表2-6 指定地名：地域对照表

指定時警告の地名・地域

現在の地名・地域

地名	地域
宇南三ノ丸	字南三ノ丸全部
南有馬町丁	1番1、1番2、2番、3番1、3番2、3番3、3番4、4番1、4番2、自5番至8番、9番1、9番2、9番3、10番1、10番2、10番3、10番4、11番1、11番2、11番3、12番、13番、13番2、14番1、15番1、15番2、15番3、16番1、16番2、16番3、自17番至21番、22番1、22番2、22番3、22番4、23番1、25番1、25番2、25番3、26番、27番1、28番、29番1、29番3、31番、32番、33番1、33番2、自34番至37番、38番1、38番4、38番5、38番6、38番7、38番9、39番1、39番3、40番1、40番4、41番1、41番2、42番、43番、45番、45番2
字駒崎	自159番至161番、163番
字三ノ丸	字三ノ丸、二ノ丸、桐ノ木谷、東二ノ丸、厩、西二ノ丸、厩平、鳴山出丸、打越、蓮池、本丸、明神及天草丸全部
字三崎	1番1、自2番至8番、9番1、9番3、10番1、11番2、12番、15番、自17番至20番、22番
字出丸	97番、97番1、98番1、98番2、99番、100番1、100番2、自101番至104番、自106番至108番、109番1、109番9、110番2、112番1、自113番至119番、121番2、121番3、122番、123番1、123番2、自124番至126番、126番2、127番、128番、129番1、129番2、130番1、130番2
字先釜蓋	自312番至316番、317番1、317番2、318番、319番1、319番2、319番3、320番1、321番、328番1、自329番至331番
字釜蓋	342番1、342番2、342番3、345番1、自346番至349番、350番1、350番2、351番1、351番2、352番、354番1、354番2、355番、356番、357番1、357番2、357番3、358番1、358番2、359番1、359番3
字中島	468番、469番、470番1、471番、473番、474番1、475番1、476番1、476番3、476番4、477番1、478番1、478番2、自479番至483番、484番1、484番2、484番3
字茶臼山	856番1、856番2、856番3、856番4、856番5、856番6、856番7、856番8、856番9、856番10、856番11、856番12、857番2、857番3、857番4、857番7、857番8、857番9、857番10、857番11、857番12、857番13、857番14、857番15

※上の地域に介在する水路敷、道路敷を含む。現地確認不能地は含めない。

### 3) 指定後の経過

指定後の保存経過として、昭和 17 年（1942）国より保存施設設置勧告がなされるも、第二次大戦の時局柄当分見合わせることとなる。終戦後の昭和 23 年（1948）には、南有馬中学校の教室不足のため、史跡内の八幡神社敷地において、工員宿舎の移転改築により校舎が設置された。昭和 25 年頃、復員してきた兵士により、戦死した戦友たちの冥福を祈るために、原城跡に桜が植えられたという。昭和 30 年代から 40 年代にかけての高度成長期を迎えて、産業経済の急速な発展と社会構造の変移が激しく進行し、原城跡の史跡範囲内において多くの現状変更が行われている。昭和 31 年（1956）には、現在、史跡内を縦断している道路の基となる原城循環道路（三崎方面から約 840m）が完成し、翌年の昭和 32 年には、観光整備として本丸に顕彰碑が設置された。昭和 23 年に史跡内に設置された南有馬中学校は昭和 36 年（1961）に改修が行われ、現在のコンクリート造の校舎は昭和 51 年（1976）に落成している。このほか、農業構造改善事業による台地部の畠地の深耕などの圃場整備・農道整備、営農施設などの設置や住宅の新增改築などの現状変更が頻繁に行われた。

さらに国の施策として風土記の丘構想が提唱され、原城跡は長崎県における代表的史跡であるという観点から、昭和 43 年（1968）より、この構想に基づく用地買収に関する具体的な計画が推進されたものの、昭和 49 年（1974）に構想に基づく公有化が困難との見通しとなり、実現には至らなかった。

昭和 50 年頃、前述の現状変更にかかわるものの中には、不許可や無断によるものがあり、さらにそのような違反行為の増加傾向も懸念されたため、行政上の指導と管理が強化された。その反面、史跡の保存と史跡内土地所有者の私権の調整上の問題をめぐって、史跡内の土地所有者による指定解除の陳情書が提出される事態となった。中には無断現状変更による起伏修正が行われるなど、地元新聞でも大きく取り上げられる事態となった。

管理の徹底を図るために、昭和 52 年度原城跡保存管理計画が策定され、昭和 54 年度より公有化、平成 4 年度より発掘調査が開始された。

原城跡の指定後の経緯の概要は以下のとおりである。（表 2-7、図 2-19 参照）

表 2-7 指定後の経緯一覧表

年月	内 容
昭和 13 年	「原城址」国指定史蹟となる。 ※戦時のため十分な保存対策はとれず。
昭和 16 年	文部省宗務局現地調査
昭和 17 年	原城跡に保存施設設置勧告 ※戦時のため十分な保存対策はとれず。
昭和 20 年	終戦 ※戦後は復興優先のため十分な保存対策はとれず。
昭和 23 年	史跡内の八幡神社内に南有馬中学校校舎が設置される。
昭和 31 年	原城循環道路完成
昭和 32 年	原城本丸跡に顕彰碑建立

年月	内 容
昭和 36 年	南有馬中学校が改修される。
昭和 38 年	原城本丸跡が豪雨のため地盤沈下
昭和 39～42 年	農業構造改善事業の導入や住宅開発の発展 ※昭和 40 年代 無断現状変更含む改変相次ぐ。
昭和 42 年	「原城資料館等建設準備委員会」の発足 ※3 カ年計画による環境整備計画推進を検討
昭和 43 年	「風土記の丘」建設計画。(昭和 49 年に断念)
昭和 48 年	「原城跡整備委員会」開催
昭和 51 年	現在のコンクリート造の南有馬中学校校舎が落成する。 土地所有者による史跡指定解除の陳情運動など社会問題化
昭和 53 年	「史跡原城跡保存管理計画」策定
昭和 54 年	公有化事業開始
平成元年	「史跡原城跡環境整備計画 -島原の乱の舞台-」策定
平成 4 年	原城跡発掘調査開始
平成 22 年	「国指定史跡 原城跡、日野江城跡、吉利支丹墓碑 保存管理計画書」策定 ※日野江城跡、吉利支丹墓碑との合冊
平成 23 年	「史跡原城跡整備基本計画書」策定
平成 28 年	「史跡原城跡整備基本計画書（追補版）」策定 ※周辺活用及び活用ネットワーク構築の拡充を目的
平成 29 年	「史跡原城跡整備基本計画書（補訂版）」策定 ※史跡原城跡の保存整備計画の拡充を目的
平成 30 年	長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産として世界文化遺産に登録
令和 3 年	「史跡原城跡 保存活用計画」策定

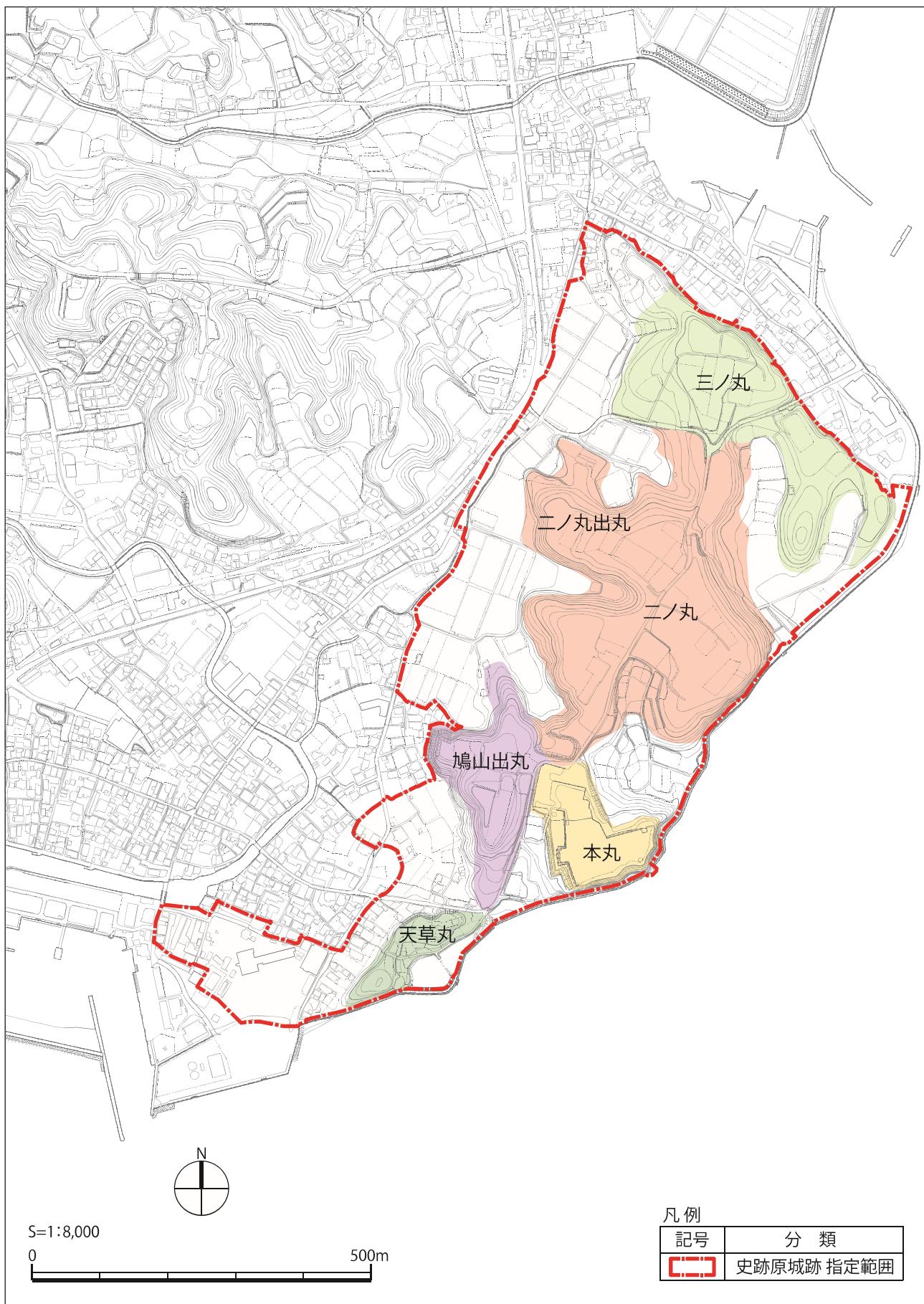


図 2-19 史跡指定範囲図

## 第6節 発掘調査の概要と成果

### 1) 発掘調査の経緯および履歴

原城跡の発掘調査は平成元年に策定された環境整備計画を受け、平成4年度に開始した。同計画における発掘調査の計画は、20年間を重要度の順に7期に区分し、最終的には発掘調査の体験学習が行える「発掘公園」としての整備を目指すものであった。同計画では本丸および周辺、次いで門跡の推定地の優先順位が高く、二ノ丸や三ノ丸などの曲輪は優先順位が低く部分的な調査を計画し、鳩山出丸や仕寄場などは調査計画の対象としていない。

当時は、現在よりも史跡内の民有農地がはるかに多かったという状況も少なからず調査計画に影響を与えたと考えられる。なお当初計画では本丸の調査に5年余りの期間があてられていたが、調査開始より想定を大幅に上回る成果が得られたこともあり、調査は計画に対して長期化することとなった。平成29年3月の原城跡整備基本計画補訂版の策定に至るまで、調査計画の改定は行っていないが、文化庁、県、指導委員会の指導助言を適宜得る形で、この間調査を進めている。

初年度の平成4年度は本丸に近い空堀跡および蓮池での確認調査、翌平成5年度から18年度は本丸および本丸に付帯する虎口帶、また本丸周囲での調査を実施した。平成19年度は三ノ丸、平成20年度は大手付近での確認調査を行い、平成24年度に再び本丸跡で石垣根石の残存状況を確認するための小規模な調査を実施している。平成30～31年度は二ノ丸で予備的な確認調査を行い、その結果を受け令和2年度より遺構等の詳細確認調査に着手している。(表2-8、図2-20、図2-21参照)

表2-8 発掘調査成果一覧

年度	調査区域	調査地点	調査成果・所見	主な遺構	主な遺物
平成4	蓮池 空堀地区	蓮池 空堀	調査の目的であった蓮池門の遺構は検出できず。多数出土した陶磁器片などから往時の生活を知ることができる。	溝の石組、 石積み、池の淵配石など	瓦、陶器、磁器、 土器、土鍤、黒曜石、弾丸、古銭、鉄製品など
平成5	本丸A区	本丸中央部	原城跡から初めて十字架やロザリオの珠などキリスト教関連の遺物が出土。島原・天草一揆の歴史的意味づけ上重要な発見。石垣、階段などの検出や16世紀末から17世紀前期の遺物が出土し、原城築城期から島原・天草一揆までの遺構・遺物があり大きな成果となる。	階段、石垣、 柱穴、整地層、土壙など	十字架、メダイ、 ロザリオの珠、 弾丸、豆板銀、 古銭、陶器、磁器、管状土鍤、瓦など
平成6	本丸A区	本丸東側 門跡	幅約6m、長さ15mにわたる5段の石段が検出された。絵図では簡略化した門として描かれていたが、正確な位置と規模が判明した。十字架やロザリオの珠などキリスト教関連遺物、中国、朝鮮、東南アジアから伝來した陶磁器が出土した。	階段、石垣、 柱穴、かまど、土壙など	十字架、メダイ、 ロザリオの珠、 弾丸、古銭、陶器、磁器、瓦、煙管など

年度	調査区域	調査地点	調査成果・所見	主な遺構	主な遺物
平成 7	本丸 A 区	本丸西側	本丸西側の石垣と石垣の張出部を検出した。石垣上半部は破城による破壊が見られた。本丸の城郭プランがほぼ明らかとなった。	石垣張部、土壙など	十字架、メダイ、ロザリオの珠、古銭、弾丸、陶器、磁器、瓦など
平成 8	本丸 A 区	本丸西側	平成 7 年度に検出した石垣張出部の入隅に対応する位置から入隅部を検出した。石垣上半部を壊し、その上から粘土で被覆するなど、徹底的な破城の様子を示す遺構が検出された。	石垣入部、土壙など	十字架、メダイ、古銭、弾丸、陶器、磁器、瓦など
平成 9	本丸 A 区 ・ B ・ D 区	本丸北側	破城時に埋め込まれた石垣や枡形を構成する石垣の一部を検出した。破城時に埋め込まれた石材と共に多量の瓦が検出されたことから、一揆後の破城まで瓦葺きの建物が、本丸にあったことが判明した。	石垣入隅部 2 箇所、石垣 2 箇所	十字架、メダイ、弾丸、陶器、磁器、瓦、銀製品、鉛製品など
平成 10	本丸 A 区	本丸東側	一揆後の破城で破壊された石垣の上に、後世耕作地の造成目的で積まれた石積みの状況が確認された。	石垣裏込	陶器、磁器、弾丸、瓦、石臼、鉄製品など
平成 11	本丸 A 区 ・ C 区	本丸門跡	枡形に付随する石墨、門跡などを検出したが、遺構の一部を検出したのみで詳細は不明である。	虎口	十字架、弾丸、古銭、陶器、磁器、瓦など
平成 12	本丸 A 区	本丸門跡	平成 11 年度に詳細が不明だった枡形からこれに付随する石垣や雁木、門などの施設が想定できる礎石が検出され、規模や形状など詳細が判明した。また、徹底した破壊の状況から破城の様子を知る重要な資料であることが明らかとなった。	礎石、階段、櫓台石垣、雁木など	十字架、弾丸、古銭、金属製品、陶器、磁器、硯、石塔、石臼、瓦など
平成 13	本丸 B ・ E 区	本丸門西側	破城時に石材を放り込んだ大きな穴を検出した。この場所は本丸へ続く城道と考えられ、城道を完全に破壊する意味もあったと思われる。また、テラス状の掘立柱建物跡が検出された。	破却遺構、テラス状遺構	十字架、弾丸、豆板銀、古銭、金属製品、陶器、磁器、瓦、硯、碁石、珠など
平成 14	本丸 D 区	本丸門北側	平成 13 年度と同様に城道を破壊した大穴が検出された。また、本丸へと上る道となっている場所から石垣の根石が検出された。本丸大枡形虎口では、正門跡と第 2 折れ部において、通路空間に石垣石材などの瓦礫を充填して通路の機能を破壊している様子が確認された。	破却遺構、石垣	陶器、磁器、瓦、古銭、煙管、切羽、金属製品、石塔、石臼、硯など

年度	調査区域	調査地点	調査成果・所見	主な遺構	主な遺物
平成 15	本丸D区	本丸大枠形跡	大枠形虎口において、石材を投げ込んだ破却の状況を示す遺構が検出された。また、第2折れ部からは、階段遺構を検出した。遺構は、かなり破損しており、下側2段分のみの検出である。また、瓦礫と共に多量の人骨も出土した。この他、箱形メダイ（原城では2例目）が出土した。	破却遺構、石垣、階段	陶器、磁器、瓦、メダイ、古銭、煙管、金属製品、石塔、石臼、硯など
平成 16	本丸D区	本丸大枠形跡	登城用園路の下から礎石が8基検出された。本丸正門跡の礎石と考えられる。これにより門の規模と構造が判明した。京間を基準とした桁行4間、梁間2間の建物で、原城の築城に近畿地方の技術者が関与している可能性を示す発見となった。階段の遺構は、最下段のみが検出された。	大手門礎石、水路、階段、石垣	陶器、磁器、十字架、ロザリオの珠、和鏡、かんざし、金属製品、石塔など
平成 17	本丸D区	本丸大枠形跡	本丸正門跡の石垣隅部が検出されたほか、門跡前の広場からは一揆勢の死者と思われる人骨や、粉碎された瓦が出土した。門礎石の下からは砂利敷き層が検出され、門の建築時期に時間差があることが考えられ、原城築城の時期そのものを考える上でも重要な発見であった。	破却遺構、石垣	陶器、磁器、瓦、十字架、ロザリオの珠、古銭、鉄製品、煙管など
平成 18	本丸F区	本丸正門前広場	本丸正門跡前の広場で、外枠形を構成する石垣の隅角部や暗渠を検出した。また、キリシタン関連の遺物と共に人骨も出土した。	石垣、暗渠	十字架、ロザリオの珠、陶器、磁器、金属製品、瓦、石塔、煙管など
平成 19	三ノ丸地区	板倉重昌碑北側広場	三ノ丸の板倉重昌碑北側から石垣遺構を検出した。築造時期などは不明だが、有馬氏時代に築かれた石垣の可能性がある。この他は、昭和40年代の圃場整備に伴う地形改変のため、遺構は検出されなかった。	石垣	土器、磁器、瓦、土錘、金属製品など
平成 20	三ノ丸地区	大手門跡	三ノ丸北端の大手口を調査した結果、集石遺構、石疊そして石積みの崩壊状況を検出した。石疊、石積みの関係から大手口の枠形に伴う遺構の可能性があるが、共に出土した遺物の時期がまちまちで、小片が多いことから、築造時期などを断定することは難しい。	集石遺構、石疊、石積み	弥生土器、須恵器、土師器、陶器、磁器、瓦、弾丸、鉄製品、石器など

年度	調査区域	調査地点	調査成果・所見	主な遺構	主な遺物
平成 24	本丸地区	石垣	整備基本計画において石垣根石の残存を推定している箇所(石垣13・石垣39)について確認を行った。調査の結果、根石など石垣の残存を確認した。	石垣	瓦
平成 30	二ノ丸地区	二ノ丸西側	遺構面残存状況の確認を主目的として予備調査を行った。出丸方面の一部では一揆頃とみられる遺構面が残存する状況を確認した。	土坑、落ち込み、陶磁器などの集中散布	陶磁器、銃弾、砲弾
平成 31	二ノ丸地区	二ノ丸東側	平成 30 年度に引き続き予備調査を行った。総じて農地化による改変が色濃く見られたが、柱穴、切岸の可能性がある斜面の検出、キリシタン遺物の出土などの成果が得られた。	柱穴	陶磁器、鉛製信心具
令和 2	二ノ丸地区	二ノ丸	平成 30~31 年度の予備調査の成果を踏まえて詳細確認調査に着手した。	土坑、溝状遺構など	陶磁器、銃弾、砲弾

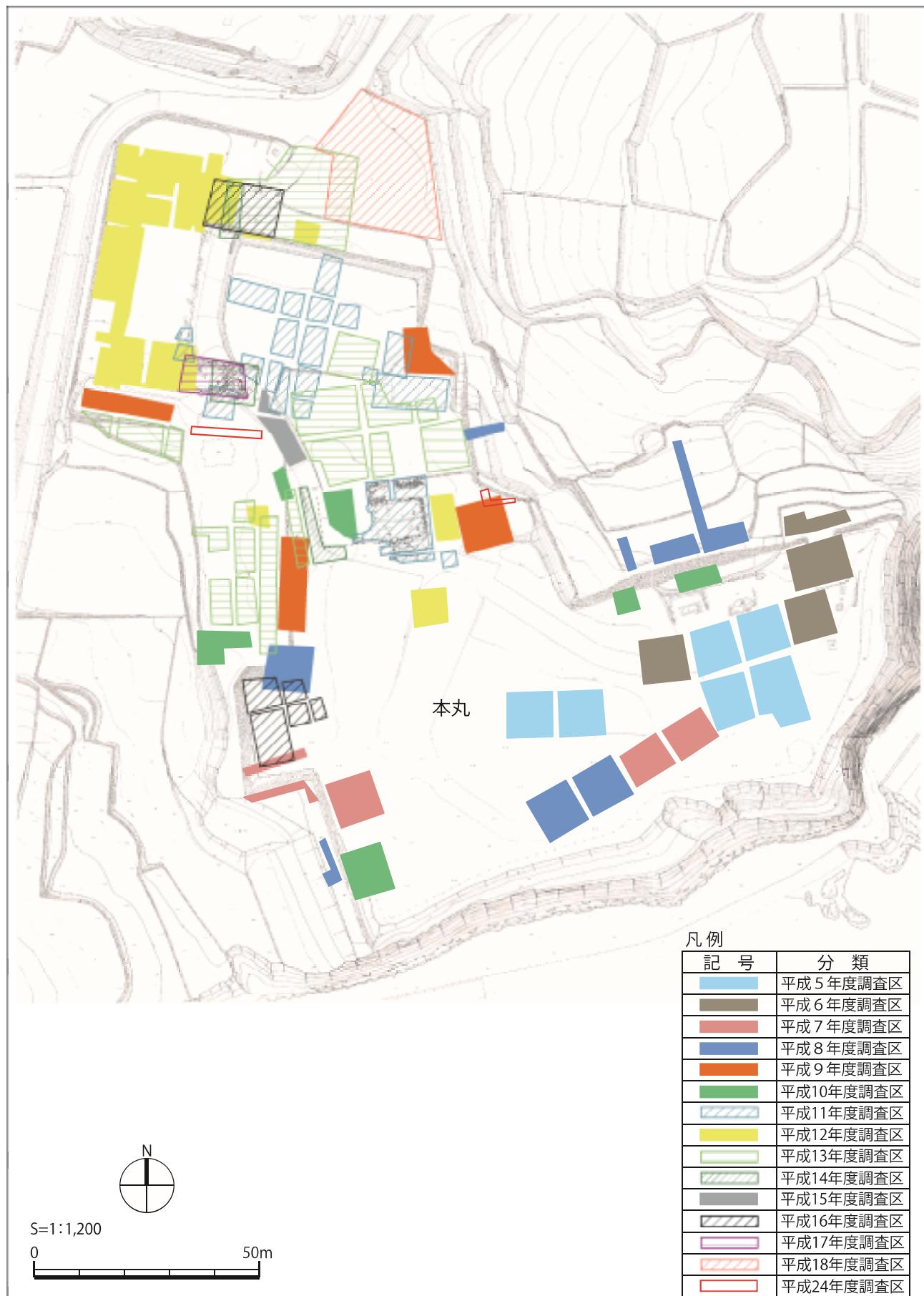


図 2-20 年度別調査箇所位置図（本丸）

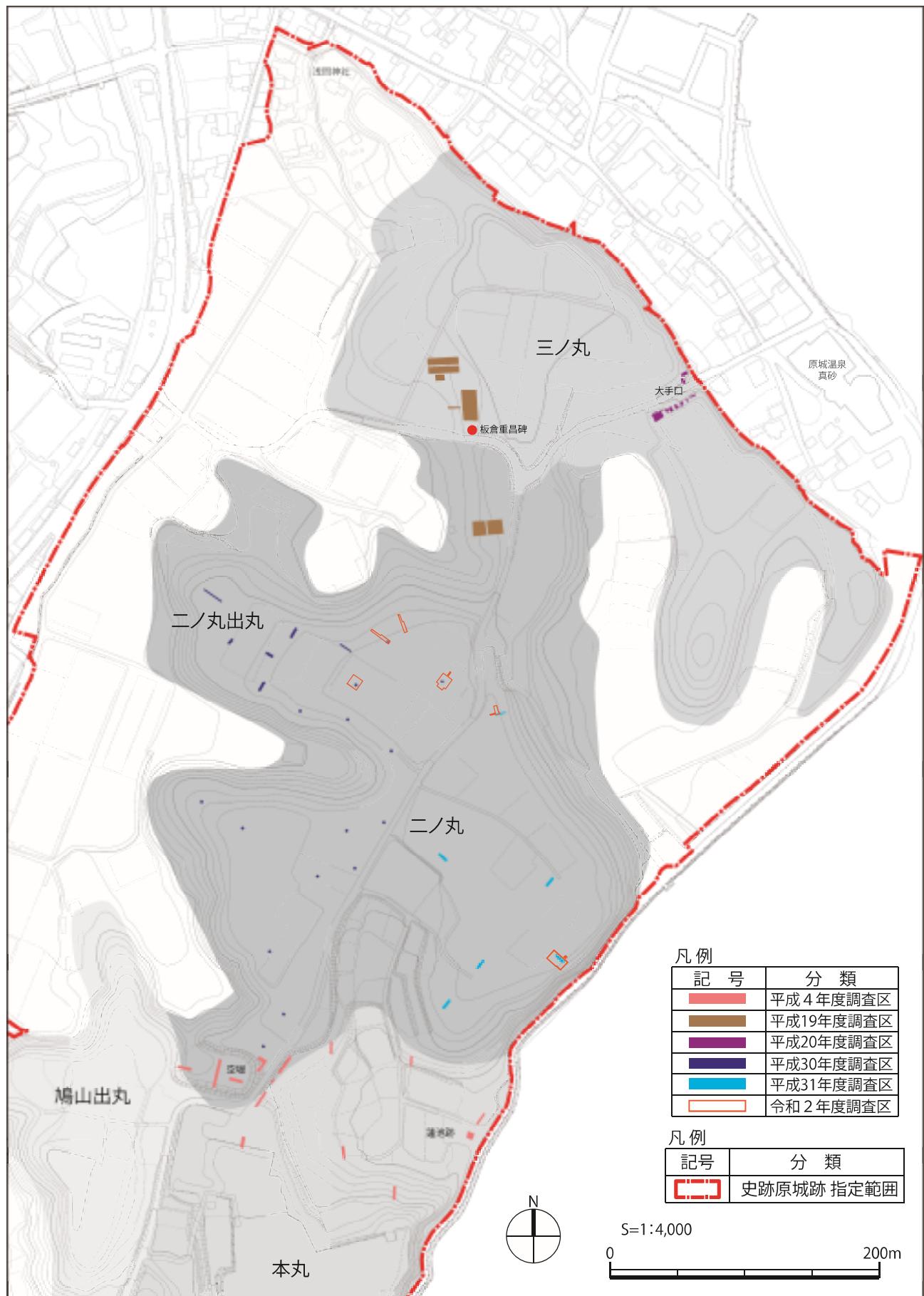


図 2-21 年度別調査箇所位置図（本丸周辺・二ノ丸・三ノ丸）

## 2) 遺構の概要

原城は、有明海に突出した広大な台地全体を城域とし、本丸、二ノ丸、三ノ丸、天草丸、鳩山出丸などから構成されている。本丸は織豊系の特徴を持つ総石垣造りで、天守相当の櫓台、枠形虎口、礎石建ちの門跡を検出したほか、大量の瓦が出土するなど近世城郭の特徴をよく示している。

二ノ丸など他の曲輪は、台地全体にわたって分立するように配置されている。大手など一部において近世的な普請が行われている可能性はあるが、全体的に見て、本丸を除く曲輪は中世的な土造りの構造となっている。三ノ丸の北東側に大手があり、ほかに田町門、池尻門、蓮池門、田尻門がある。現在顕在化している遺構の多くは有馬氏により築かれたものだが、破却を受けた石垣など一部の遺構は一揆の影響を受けている。

原城は北、東、南の三方を海に面し、また築城当時において西側は湿地帯であったため、防御に非常に適した立地となっていた。特に本丸については、北側には空堀が設けられ、北東の蓮池周辺も谷となっており、天然の堀の役割を果たすに十分な地形であった。加えて本丸の北西にある外枠形虎口は、本丸の曲輪の半分ほどの面積を持つ巨大なものであり、かつ多くの折れを伴う複雑な構造となっている。立地を含め、原城は極めて防衛機能に優れた構造となっていた。後に起こる島原・天草一揆において原城に籠城した一揆勢は、圧倒的に多勢である幕府軍を約3ヵ月に渡り苦戦させた。その防衛機能の高さが、奇しくも実戦によって証明された形である。

以下、原城跡の主な遺構について整理しておく。(表2-9、図2-22、図2-23参照)

表2-9 原城跡の主な遺構一覧

	主な遺構名
有馬氏時代の遺構	曲輪、石垣、門跡、虎口、櫓台、空堀、堀切、土塁、土橋、蓮池、水の手、地下に埋蔵されている遺構および発掘調査で顕在化した遺構（城道、門跡など）
島原・天草一揆に関する遺構	仕寄場 破城の痕跡（本丸の破却された石垣、破却された大手口など）、甬道跡 地下に埋蔵されている遺構および発掘調査で顕在化した遺構（堅穴建物跡、土坑など）

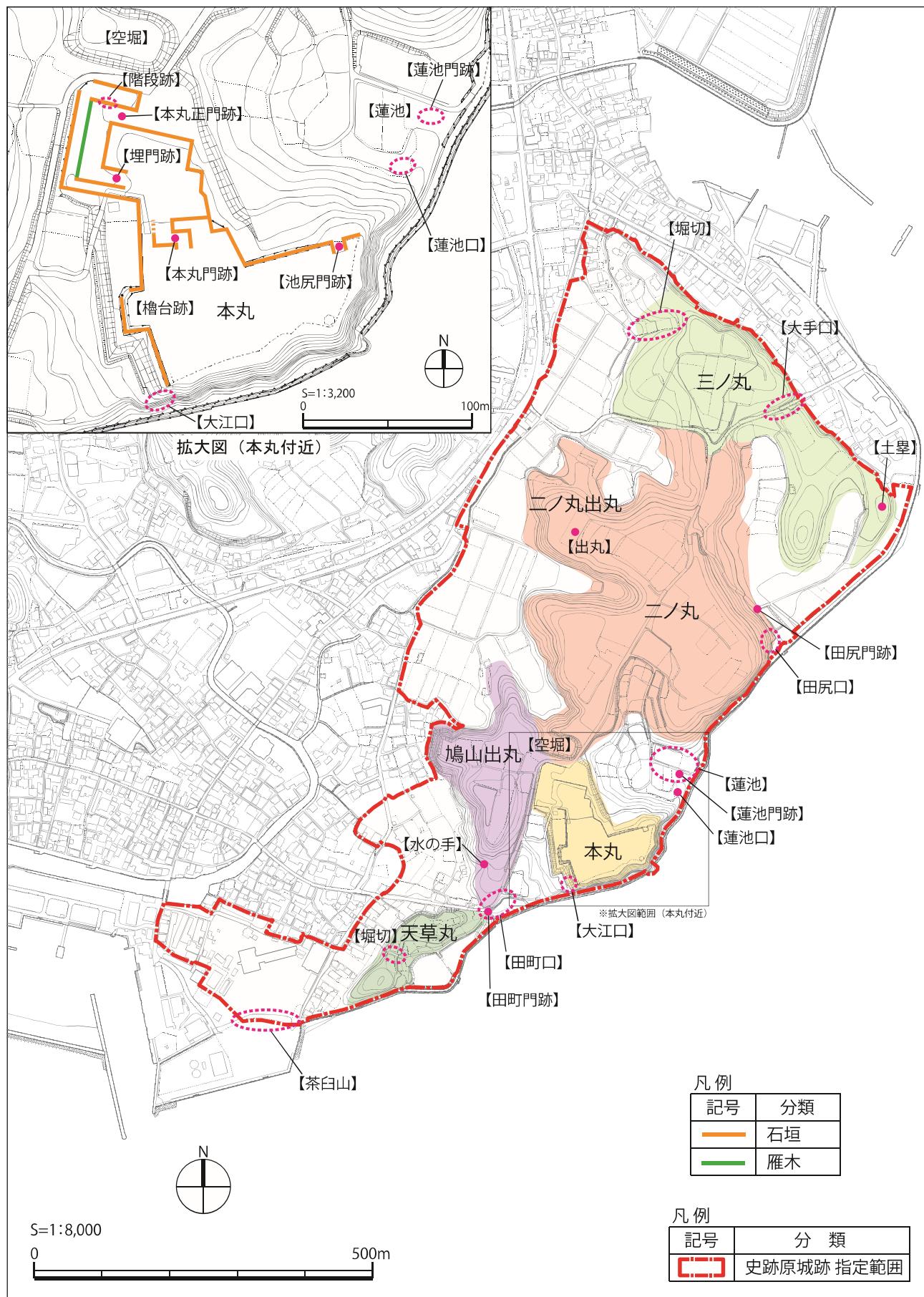


図 2-22 原城跡 有馬氏時代の遺構等分布図



図 2-23 原城跡 島原・天草一揆の遺構等分布図

### 3) 遺物の概要

原城跡の発掘調査はこれまで、本丸を中心に平成4～20年度および平成24年度、平成30年度～令和2年度に実施しており、出土遺物の総数は約76,000点に及ぶ。圧倒的多数を占めるのは陶磁器類で6万点近くが出土している。次いで多いのは瓦であり、約13,000点の出土である。この他、クルス・メダイ・ロザリオ珠などのキリスト教遺物、弾丸、砲弾、豆板銀、古銭、石臼や硯などの石製品、金属製品、キセル、土錘、和鏡などが出土地で出土している。また遺物としてのカウントは行っていないが、島原・天草一揆の戦死者の人骨を推定78体分検出している。以下では、出土量の多い陶磁器、瓦および原城跡の特徴を顕著に示すキリスト教遺物の傾向について簡単に整理しておく。

#### ① 陶磁器

出土陶磁器の大部分は16世紀末～17世紀初頭頃のものであり、国産品が約85%、貿易品が約15%の出土比となっている。国産品のうち9割近くは肥前系陶器で、機種としては碗、皿、甕、壺、瓶、擂鉢、鉢などが多い。磁器では染付の碗、皿などが出土している。

貿易品においては磁器が大部分を占め、中国の景德鎮や漳州窯系青花の碗・皿が多い。貿易陶器の出土は少ないが、ベトナム・タイといった東南アジア系の壺などを確認している。有馬氏が積極的であった東南アジア方面への朱印船貿易の影響が垣間見えるが、内容物(輸入品)の売買などによって移動する性質があるため、原城での出土は必ずしも多くの状況と捉えられる。

全体的な特徴として、甕・壺などの大型貯蔵器や鉢類は近隣の一大生産地である肥前系(佐賀)の陶器に依存している。一方、碗皿など小型の雑器については中国の青花を中心に積極的な調達を行っており、国産磁器を凌ぐ量の出土傾向となっている。

陶器と磁器により主要な調達先が異なる点について、近隣の肥前系陶磁器の多寡の観点からみると、原城が築城された1604年頃には既に肥前での陶器生産が盛行しているのに対し、肥前における磁器の本格的な生産開始時期は、原城の廃城まで間もない時期であり、こうした点が影響を与えていていると考えられる。

なお陶磁器の組成比は、基本的には原城が政治的に機能していた時期の消費の傾向を示すと考えられるが、島原・天草一揆の際に持ち込まれたものが多少の影響を与えている可能性は否定できない。

#### ② 瓦

軒丸瓦、軒平瓦、丸瓦、平瓦が出土の中心であり、このほか鬼瓦、鰐瓦などの飾瓦、熨斗瓦などの道具瓦が出土している。軒丸瓦、丸瓦の内面にはコビキA痕、コビキB痕のいずれかに布目痕を伴う資料があり、16世紀末～17世紀頃の制作と考えられる。

軒丸瓦においては瓦当に花十字紋を施したキリスト教瓦が僅かに出土しているが、他はすべて巴文である。左巻きと右巻きのものがあり、前者が8割を越える。巴頭部が尖り、細い圈線を伴うものが主体である。珠文数は11個、および13個のタイプが多い。丸瓦を含め、コビキ痕が確認できる資料においては、コビキB痕のものが大部分である。

軒平瓦の瓦当について、中心飾りは縁取りした下向き三葉で、左右に3転する均整唐草を施すものが多い。珠文を伴うもの、伴わないもの両者がある。宝珠文など三葉以外の中心飾りを

持つ瓦も、ごく僅かに出土している。

割合的に多くはないが、軒丸瓦でいうと巴尾部が互いに接せず圈線を持たないタイプ、軒平瓦では縁取りのない上向き三葉に2点する均整唐草を伴うタイプが出土している。これらは有馬氏の本城であった日野江城跡によくみられるタイプであり、両城からの出土で同范品の可能性がある資料も一部みられる。

### ③ キリストン遺物

十字架32点、メダイ15点、ロザリオ珠41点、花十字紋瓦5点(※)が出土している。

※…5点のうち1点はH24本丸出土の未報告資料。

十字架のうち青銅製は2点あり、うち1点は箱形の聖遺物容器である。縦軸上部に環があり、横軸先端に突起物が突く。表裏面とも魚子(ななこ)文様の細工を施し、図柄として星、茨冠、釘、釘抜、槌、槍、薦状の植物などが描かれている。もう1点は、軸部が大小の算盤玉を交互に繋いだような形状のものである。縦軸上部と横軸先端に小さい玉状の突起があり、縦軸の下部に環が突く。

ガラス製の十字架と考えられる資料は1点あり、軸先端が膨らみ、内部が筒状に抜ける特徴を持つが、小片であり詳細は不明である。

以上の3点を除く他の十字架は全て鉛製であり、概して簡素な作りのものである。原城跡で多く出土する鉛製銃弾と同材質で重量も類似することから、島原・天草一揆の際に城内で銃弾を鋳直した可能性がある。

メダイは主に真鍮製で、図柄として福音者、聖母、天使などを描き、ポルトガル語による銘文「LOVVADO SEIA O SANCTISSIMO SACRAMENTO」(いとも尊き聖体の秘蹟ほめ尊まれ給え)が確認できた資料もある。

ロザリオ珠はいずれもガラス製である。色調は青、緑、白などがあり、形状は花形、球形、また14面にカットされたものも出土している。いずれも紐通し用の穿孔がある。

以上の装身具としての性格を持つキリストン遺物については、検出された人骨と共に伴する事例も確認している。

花十字紋瓦に描かれた十字の軸は、中心側で細く先端側が太くなる。互いの花紋は接せず、間が開く形状である。花紋の間に施される珠文数について、推定可能な資料においては12個(3個×4区画)に復元される。原城跡出土の他の瓦が概して、焼成の利いた堅緻な焼成であるのに対し、花十字紋瓦は胎土がやや白みを帯び、焼成がやや甘い傾向がある。

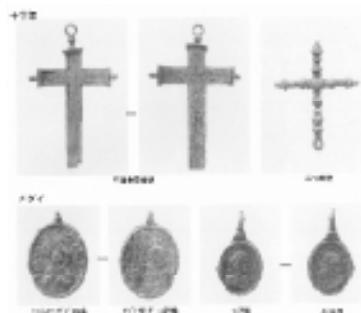


写真2-⑪ メダイと十字架

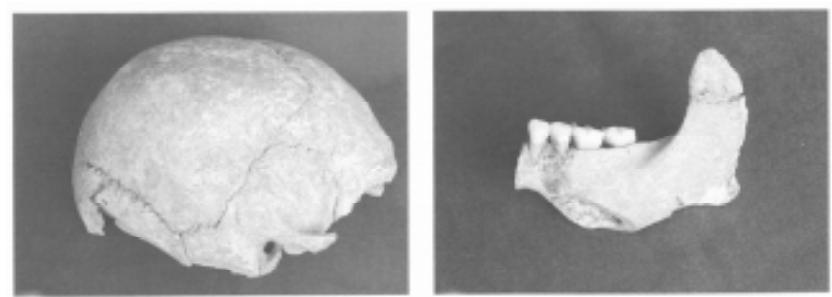


写真2-⑫ 出土人骨

#### 4) 調査成果のまとめ

平成4年度より開始した発掘調査であるが、平成5～18年度の14年間にわたって実施した本丸の調査では、多大な成果を得た。

まず注目されたのは、本丸石垣の残存状況である。調査の開始以前、本丸の一部で石垣が露出する箇所は見られたものの、史跡指定理由にも述べられるよう、原城の石垣は島原城の築城に際して取り壊され、大部分の石材が持ち去られたという見方が大勢であった。

しかし調査を進めた結果、原城の石垣は一揆後の破却によって、土砂により埋め尽くされた状況であることが明らかとなった。石垣の天端や隅に、破却に伴う破壊を受けているものの、残存状態も良好である。また、検出された石垣プランが多くの絵図史料に見られる本丸の姿とほぼ整合した点は、関係史料の信頼性を高め、原城跡現地と史料の比較研究の意義を飛躍的に増大させた。また、石垣の積み方や、調査により検出した礎石建物跡、天守台、瓦、出土陶磁器の年代などから、原城の本丸は近世初頭に織豊系城郭の特徴を持って築城されたことが明らかとなった。この点については、本章第4節で述べたとおり、五野井隆史の研究成果とも合致している。

以上は、原城跡の城郭としての構造に関する調査成果の一端であるが、発掘調査では島原・天草一揆の戦後処理における凄惨な実態も明らかとなった。

破却により突き崩された石垣築石の下や、本丸内外の堅穴などからは、多くの人骨が出土しているが、部位はバラバラに散乱している状況であった。決して埋葬されたものとは呼べず、切り刻まれた人体が、城の破却に伴って廃棄されているという状況である。調査では十字架やメダイ、ロザリオの珠などキリスト教の信心具も多く出土し、人骨との共伴も確認している。歴史として語られてきたキリスト教一揆としての側面が、調査においても顕著に確認することが出来たと言える。極めて凄惨な戦後処理の背景には、地方の一揆という性質に、このような宗教一揆の性質が加わっていたということも、大きな要因として捉えられる。

本丸の調査以降、平成19年度に三ノ丸、20年度に大手の調査を実施し、大手の調査では通路の玉砂利や、通路の破却と考えられる遺構を検出している。平成21～23年度は調査を休止している。平成24年度に本丸石垣の根石を確認するための補足調査を実施した。平成25～29年度に再び調査を休止した後、平成30年度から令和2年度に二ノ丸の内容確認調査に着手している。二ノ丸の西側の一部では、遺構が比較的良好に残存する状況が確認できており、令和3年度以降もさらに調査を継続する予定である。

これまでの発掘調査の成果を簡単に整理しておくと、本丸においては、遺構が良好に残存する状況を確認できたことがある。内容としては、織豊系城郭の特徴を持つ構造を明らかにできたこと、そして島原・天草一揆後の戦後処理の実像を明らかにしたという2点に要約される。

本丸を除く地区の調査については途上であり、さらに調査を推進し、遺構の残存状況および内容と分布を明らかにしていく必要がある。

## 第7節 指定地の状況

### 1) 土地所有の状況

原城跡指定範囲内の土地所有状況の概要は以下のとおりである。(表 2-10、図 2-24 参照)

表 2-10 土地所有の状況

所有者		面積 (m <sup>2</sup> )	
公有地	国有地（国土交通省、内務省、文部科学省）	4,202.37	319,659.84
	県有地（長崎県知事）	1,561.51	
	市有地	289,132.68	
	法定外公共物等	24,763.28	
神社等有地（神社、学校法人、大江名）			17,117.13
私有地			149,523.44
合計			486,300.41

※令和2年4月1日現在（面積は地籍調査後の数値）

※公有化率=公有地面積／合計面積=65.73%

### 2) 土地利用の状況

史跡原城跡の土地利用は、主に西側の低地部が水田、台地上の平坦面は畠地、台地縁辺の斜面地は畠地・森林・荒れ地となっている。この他、本丸の平坦面上は公園として利用されている。また、史跡指定地の北部と南部には神社・学校・宅地などがある。(図 2-25 参照)

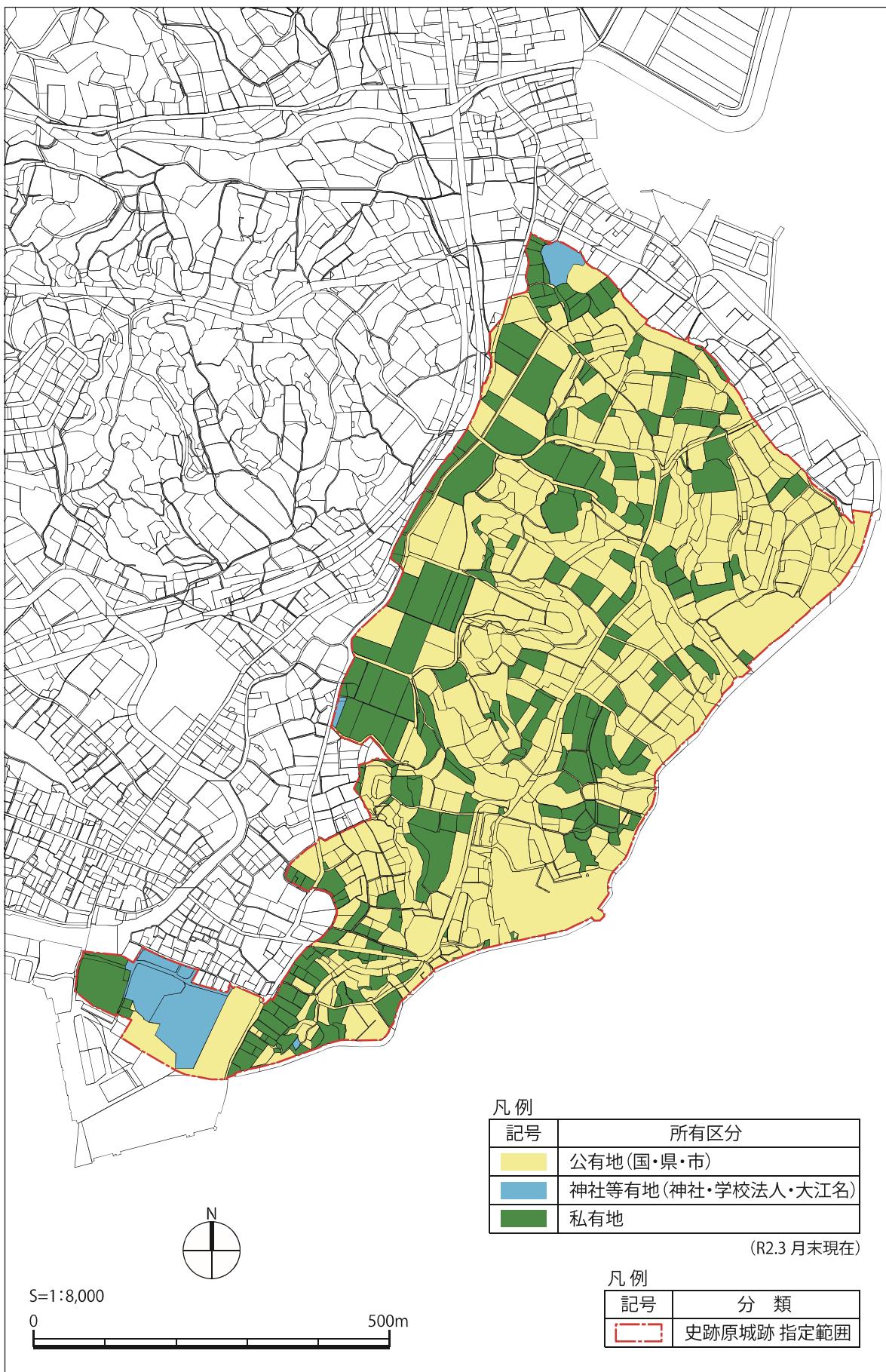


図 2-24 土地所有区分図

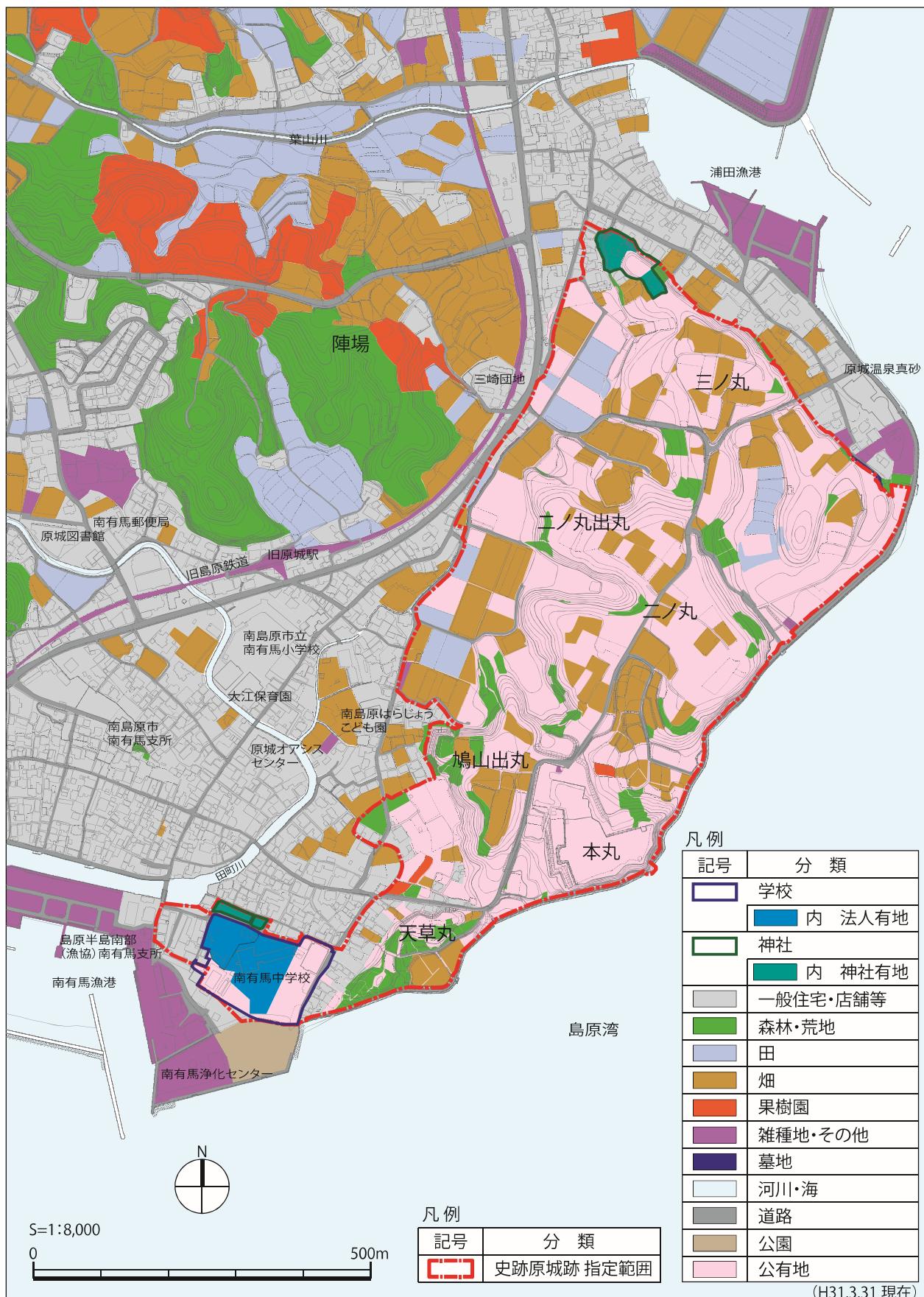


図 2-25 土地利用区分図



写真 2-⑬ 原城跡周辺の空中写真 1947 年 (S22) 国土地理院



写真 2-⑭ 原城跡周辺の空中写真 2018 年 (H30)

### 3) 法規制

計画対象地にかかる法規制は、文化財保護法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、自然公園法、景観法、建築基準法、海岸法、鳥獣保護法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律などがある。また、条例では、南島原市文化財保護条例、南島原市景観条例、長崎県立自然公園条例、長崎県未来につながる環境を守り育てる条例などがある。

以下、計画対象地にかかる主な関連法規を示す。(表 2-11、表 2-12、図 2-26、図 2-27 参照)

表 2-11 計画対象地にかかる関連法規（法律）一覧表

法規名	規制区域	概要	対象地	許可・届出内容
文化財保護法	史跡指定地	文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。	計画対象地全域	現状変更、保存に影響を及ぼす行為の許可が必要。
	周知の埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地。	計画対象地周辺（陣場跡等の周辺にある関連エリア）	土木工事等の目的（埋蔵文化財の調査の目的を除く）で発掘しようとする者は、事前に届出が必要。また新たに遺跡を発見した場合にも届出が必要。
農地法	農地	国内の農業生産の基盤、かつ、限られた貴重な資源である農地を、農地以外のものにすることを規制し、農地を効率的に利用する耕作者の権利の取得を促進し、農地の利用関係を調整し、並びに農業上の利用を確保するための措置を講ずることにより、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資することを目的とする。	計画対象地内の農地	農地を農地以外のものに転用又は所有権が移転される場合に許可が必要。
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域 農用地区域	自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。	計画対象地内の農業振興地域及び農用地区域	農地以外の目的に利用する場合は「農用地区域からの除外」、農業上の用途を変更する場合は「用途区分の変更」の手続が必要。

法規名	規制区域	概要	対象地	許可・届出内容
自然公園法	公園区域	原城跡は島原半島県立公園内であり、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	計画対象地内の県立公園区域	自然公園内で、工作物の新・改・増築、木竹の植栽や伐採、土石の採取、広告物等の設置、土地の形状変更、屋根等の色彩変更、指定区域内での車等の使用、たき火等を行う場合には、指定された地域の種類によって、許可申請又は届出が必要。
景観法	市域全域	日本の都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、景観計画の策定その他の施策を総合的に講ずることにより、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって国民生活の向上並びに国民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	計画対象地全域	一定規模以上の建築物・工作物の建築行為、開発行為を行う場合には届出が必要。
建築基準法	市域全域	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。	計画対象地全域	一定規模以上の建築（新築・増築・改築・移転）しようとする場合、これらの建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をしようとする場合又は工作物を築造しようとする場合、当該工事に着手する前にその計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して建築主事の確認を受け、確認済証の交付を受けることが必要。
海岸法	海岸保全区域	津波、高潮、波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するとともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用を図り、もつて国土の保全に資することを目的とする。	計画対象地内の海岸保全区域	海岸保全区域において海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて当該海岸保全区域を占用しようとする場合、土石の採取、水面又は公共海岸の土地以外の土地において他の施設等の新設又は改築、土地の掘削・盛土・切土その他政令で定める行為をしようとする者は、海岸管理者の許可が必要。

法規名	規制区域	概要	対象地	許可・届出内容
鳥獣保護法	鳥獣保護区域	鳥獣保護法に基づき、鳥獣（野生に生息する鳥類と哺乳類）の保護繁殖を図ることを目的とする。	計画対象地内の鳥獣保護区域	狩猟の禁止
津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域	津内浸水想定を踏まえ、津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備し、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図り、公共の福祉の確保及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。	計画対象地内の津波災害警戒区域	南島原市地域防災計画において、人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達、避難場所及び避難経路、避難訓練の実施、警戒避難体制に関する事項を定め、住民等に周知させ、必要な措置を講じる。
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域	土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）から国民の生命及び身体の保護のために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や、一定の開発行為の制限、及び建築物の構造規制に関する措置を定め、土砂災害の防止のための対策の推進を図ることを目的とする。	計画対象地内の土砂災害警戒区域	南島原市地域防災計画において、土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達、避難経路、土砂災害に係る避難訓練の実施、救助、警戒避難体制等に関する事項を定め、必要な対策を講じる。
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、もつて民生の安定と国土の保全とに資することを目的とする。	計画対象地内の急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造、のり切、切土、掘さく又は盛土、立木竹の伐採、土石の採取又は集積等の行為を行う場合は許可が必要。

表 2-12 計画対象地にかかる関連法規（条例）一覧表

法規名	規制区域	概要	対象地	許可・届出内容
南島原市文化財保護条例	市域全域（国指定及び県指定の文化財を除く）	南島原市の区域内に存するもののうち市にとって重要なもののについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって郷土文化の向上に資することを目的とする。	計画対象地	国指定史跡であるため、上位法規（文化財保護法）に従う。
南島原市景観条例	原城跡・日野江城跡・周辺重点地区	南島原市の歴史的資源を広くアピールし、景観まちづくりを先導する地区として、南島原市が誇る歴史的資源である原城跡及び日野江城を含み、この相互の良好な眺望景観を形成する地区を重点地区として設定し、重点的な景観形成施策を推進する。	計画対象地全域及び周辺地域	一定規模以上の建築物の建築（新築・増築・改築・移転）や大規模修繕もしくは模様替、工作物の築造行為、開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、屋外における物件の堆積、水面の埋立て又は干拓を行う場合には届出が必要。
長崎県立自然公園条例	公園区域	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とする。	計画対象地内の公園区域	工作物の新・改・増築、鉱物の採掘、土石の採取、河川、湖沼等の水位・水量に増減を及ぼす行為、広告物等の設置等、水面の埋立、干拓、土地の開墾、土地の形状変更、海底の形状変更を行う場合は申請又は届出が必要。
長崎県未来につながる環境を守り育てる条例	地区指定域	地球温暖化対策の推進、生活環境の保全等、自然環境の保全及び快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりに必要な措置その他環境の保全のために必要な事項を定め、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	計画対象地内の地区指定域（原城跡文化遺産地区） ごみの投げ捨て等防止重点地区及び喫煙禁止地区の2種類の指定重複地区	ごみの投げ捨て及び喫煙禁止（道路や広場などの公共の場に限り、屋内及び公共の場所の管理者が指定する喫煙場所を除く）に違反した場合は2,000円の過料が、それぞれに適用される。

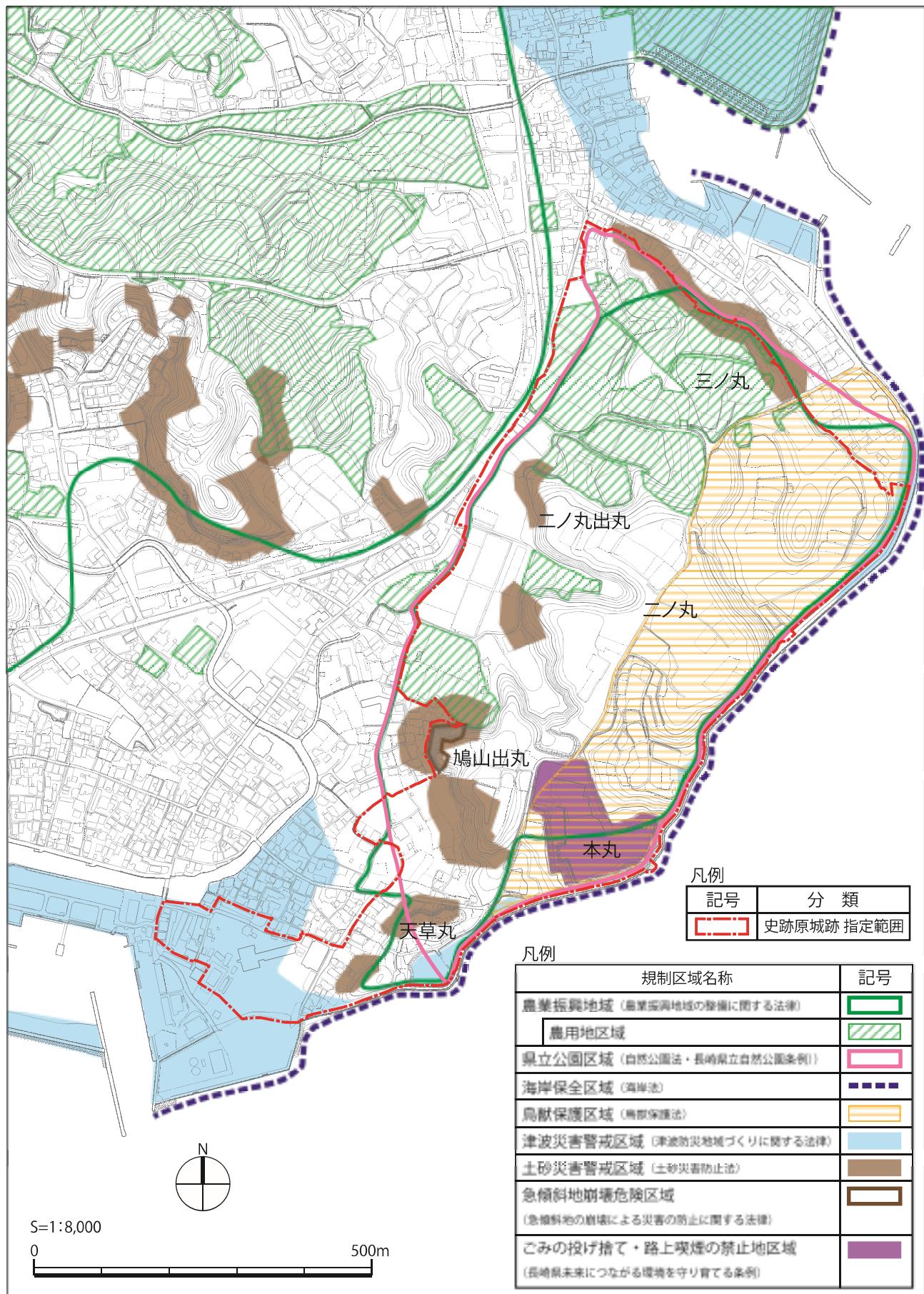


図 2-26 原城跡周辺の法規制範囲図 (1)

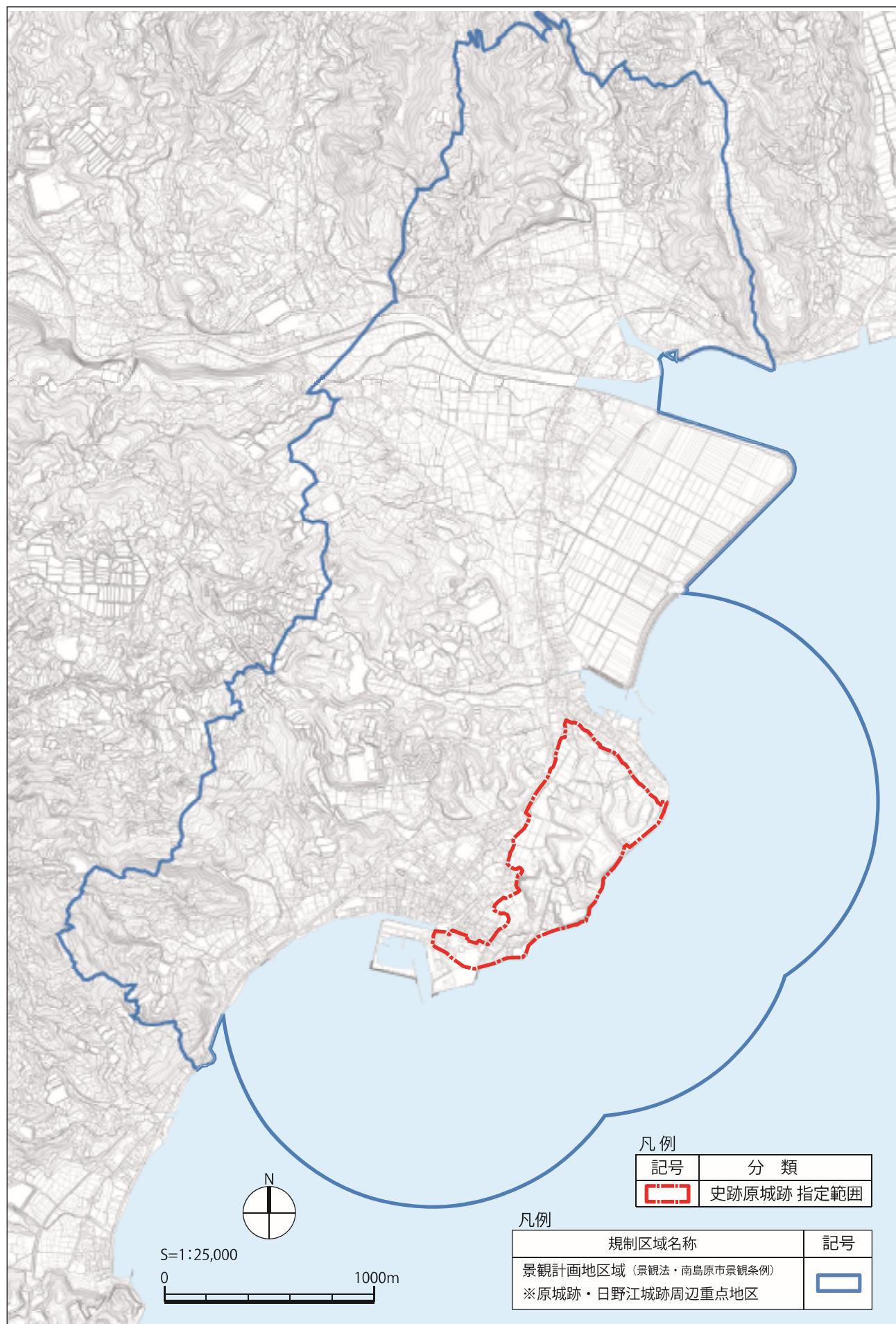


図 2-27 原城跡周辺の法規制範囲図 (2)

## 第8節 世界遺産（長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産）における 史跡原城跡の構成資産としての位置付け

### 1) 遺産の概要

16世紀にキリスト教が大航海時代を背景に極東の国日本へ伝来し、その後の江戸幕府による禁教政策の中で「潜伏キリシタン」が密かにキリスト教への信仰を継続し、長崎と天草地方の各地において厳しい制約条件の下に、既存の社会・宗教と共生しつつ、独特の文化的伝統を創造したことが評価され、平成30年7月4日、「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」として、ユネスコの世界遺産に登録された。

本資産は、潜伏キリシタンの文化的伝統が形成される契機となる出来事が考古学的に明らかにされている原城跡、潜伏キリシタンが密かに信仰を維持するために様々な形態で他の宗教と共生を行った集落（平戸の聖地と集落・天草の崎津集落・外海の出津集落・外海の大野集落）、信仰組織を維持するために移住を行った離島部の集落（黒島の集落・野崎島の集落跡・頭ヶ島の集落・久賀島の集落・奈留島の江上集落（江上天主堂とその周辺））、潜伏キリシタンの伝統が終焉を迎える契機となった出来事が起こり、各地の潜伏キリシタン集落と関わった大浦天主堂の12の異なる資産から構成される。（図2-28 参照）

### 2) 原城跡の構成資産としての位置付け

「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」における原城跡の位置付けは以下の通りである。

『原城跡は、禁教初期に有馬領のキリシタンが蜂起した「島原・天草一揆」の主戦場となつた城跡である。一揆は、全国的に禁教政策が推進される過程で起こった出来事であり、江戸幕府に大きな衝撃を与えた。それは、幕府が宣教師の潜入の可能性のあるポルトガル船の来航を禁止し、2世紀を越える海禁体制を確立する契機となるとともに、宣教師不在の下に潜伏キリシタンが長期間にわたって自らの信仰を密かに継続する重要な契機をもたらした。』

※「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産 推薦書本文 原城跡」から抜粋

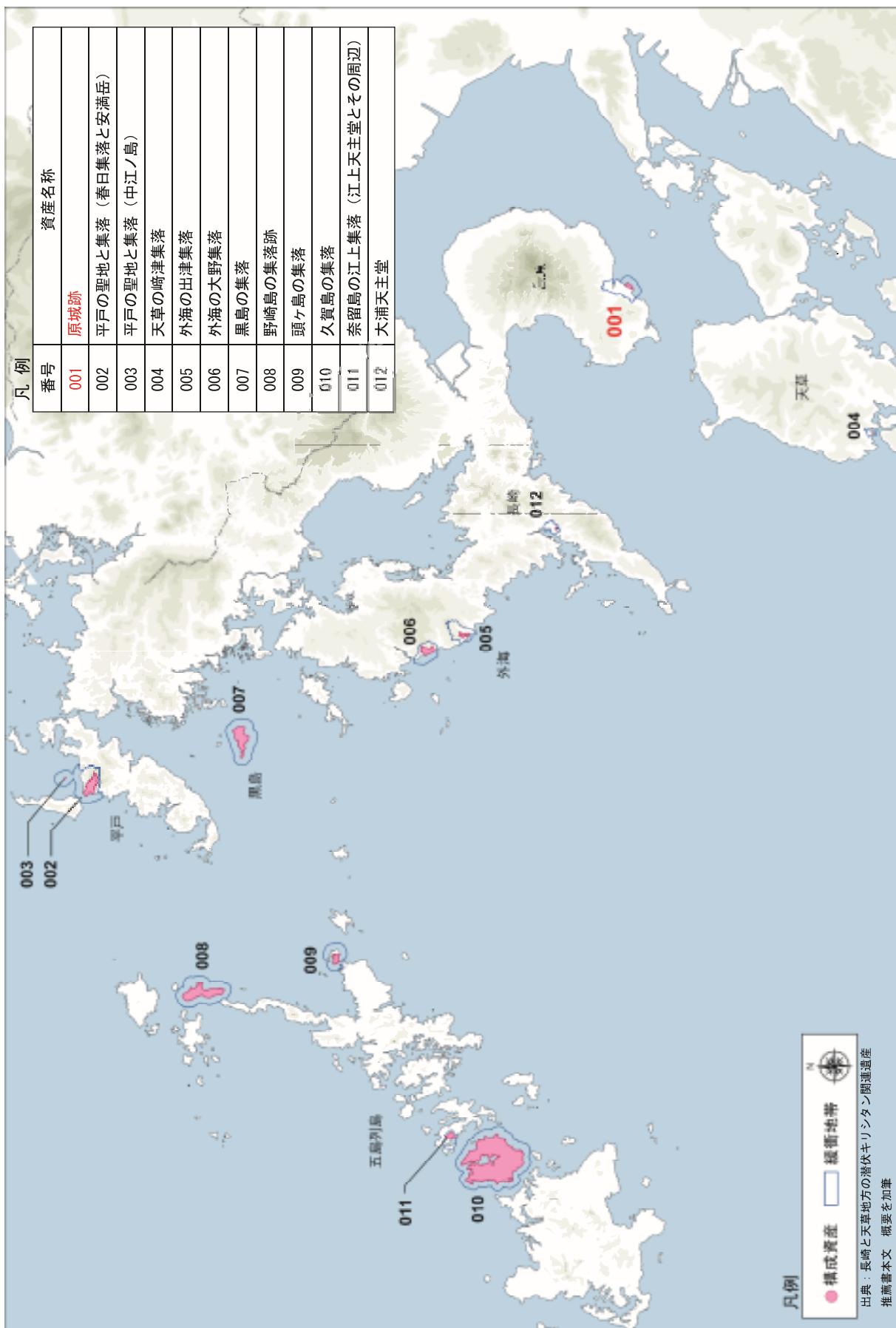


図 2-28 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」構成資産及び緩衝地帯の位置図